

奈良県指定特定非営利活動法人制度

指定後の手続等について

奈良県
青少年・社会活動推進課
2021年6月

目 次

1	はじめに	1
2	県への書類の提出	2
3	書類の備置きと情報公開	4
4	寄附者への必要書類の交付等	5
5	指定の更新	7
6	その他	8
7	様式	10
○	毎事業年度終了後に提出する書類一式 (10~34ページ)	
○	助成金の支給を行った場合に提出する書類 (35~36ページ)	
○	事業内容変更届出書 (37ページ)	
○	様式例：寄附金受領証明書 (38ページ)	
○	寄附金を受領した際に、寄附者に配布する説明書類 (39~40ページ)	
○	寄附金税額控除申告書 (41ページ)	
○	様式例：市町村への提出寄附者名簿 (42ページ)	

1 はじめに

県指定NPO法人としての責務

NPO法人は、NPO法により毎事業年度初めの3ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等の提出が必要です。また、役員や定款が変更となった場合には、所定の手続が必要とされています。

県指定NPO法人として指定された後は、税制上の優遇措置を受けられることから、これらの手続に加えて、次の手続（県への書類の提出や書類の公開等）が必要となります。

県への書類の提出（毎年の提出、変更時の届出等）

- ◆ 每事業年度終了後、指定基準を満たしていることを確認するために、運営組織や経理、事業活動等の基準に適合していることや、欠格事由に該当していないことを説明する書類の提出が必要です。
- ◆ 助成金を支給した場合には、遅滞なく書類の提出が必要です。
- ◆ 事業の内容（寄附金を充当予定であった事業の内容変更も含む）等変更があった場合には、書類の提出が必要です。

書類の備置き及び情報公開

- ◆ 必要な書類を作成し、すべての事務所に備え置くとともに、書類の閲覧希望者に対して閲覧させる必要があります。
- ◆ 寄附者や県民に対して法人の情報公開を進めるため、一定の書類については法人のホームページ等において公開する必要があります。

寄附者への必要書類の交付等

- ◆ 寄附者に対して、寄附金税額控除の手続に必要な書類を交付する必要があります。
- ◆ 寄附者名簿（任意様式）を作成する必要があります。

2 県への書類の提出

(1) 毎事業年度終了後に提出する書類

県指定NPO法人は、各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に、次に掲げる書類を県に提出する必要があります。

ただし、NPO法の規定に基づき毎事業年度所轄庁に提出している「事業報告書等」をすでに県に提出している場合は、重複する書類に関しては改めて提出する必要はありません。

提出書類	提出部数	参照頁
事業報告書等 法第29条の規定に基づき、毎事業年度所轄庁に提出する書類		
事業報告書等提出書	1部	
事業報告書		
活動計算書		
注記		
貸借対照表		
財産目録		
年間役員名簿		
前事業年度末日における社員のうち10人以上の名簿		
役員報酬規程等の提出 条例第13条の規定により提出する書類		
指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書		10～11
役員報酬又は職員給与の支給に関する規定		任意
資金・資産の譲渡・寄附金に関する事項を記載した書類		12～20
指定基準等チェック表（第6表）		21～22
指定基準等チェック表（第6表付表1）		23～24
監査証明書又は指定基準等チェック表（第6表付表2）		25
指定基準等チェック表（第7表）（7表継紙）		26～28
指定基準等チェック表（第8表）		29～30
指定基準等チェック表（第9・10・11表）		31～32
欠格事由チェック表		33～34

※すべてのNPO法人は、法第29条の規定により毎事業年度初めの3ヶ月以内に所轄庁に前事業年度の「事業報告書等」を提出しなければいけません。期限内に所轄庁が受理していない場合は、指定の更新を受けることができない場合もありますので注意してください。

(2) 助成金の支給を行った場合の提出書類

県指定NPO法人が、助成金の支給を行ったときは、助成金の支給後遅滞なく、下記の書類を作成して、県に提出する必要があります。

提出書類	提出部数	参照頁
指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書	1部	35

(3) 変更時に必要となる届出

県指定NPO法人の名称や定款の変更を伴う主たる事務所の所在地の変更、役員の氏名又は住所若しくは居所の変更、その他定款の変更が生じた場合は、まずNPO法の規定に基づき、所定の手続を行ってください。

ただし、申出時に提出した寄附金を充当する予定の具体的な事業を変更した場合は、「指定特定非営利活動法人変更届出書（第3号様式）」に次の書類を添付して提出してください。

提出書類	提出部数	参照頁
事業内容変更届出書（第3号様式）	1部	37
その変更を議決した社員総会の議事録の写し	1部	任意

(4) 変更時に連絡が必要な場合

次の事項が生じた場合は、直ちに県青少年・社会活動推進課の指定事務担当者あてに必ず連絡してください。

必要な手続をお知らせします。

- イ 指定特定非営利活動法人の代表者が変更になったとき
- ロ 奈良県内で主たる事務所の所在地が変更になったとき
- ハ 指定特定非営利活動法人が合併するとき
- ニ 主たる事務所の所在地が奈良県外に変更になったとき
- ホ 指定特定非営利活動法人が解散するとき

3 書類の備置きと情報公開

県指定NPO法人は、指定を受けたときは、次に掲げる書類を主たる事務所及び県内の事務所に備え置くとともに、閲覧させることが必要となります。

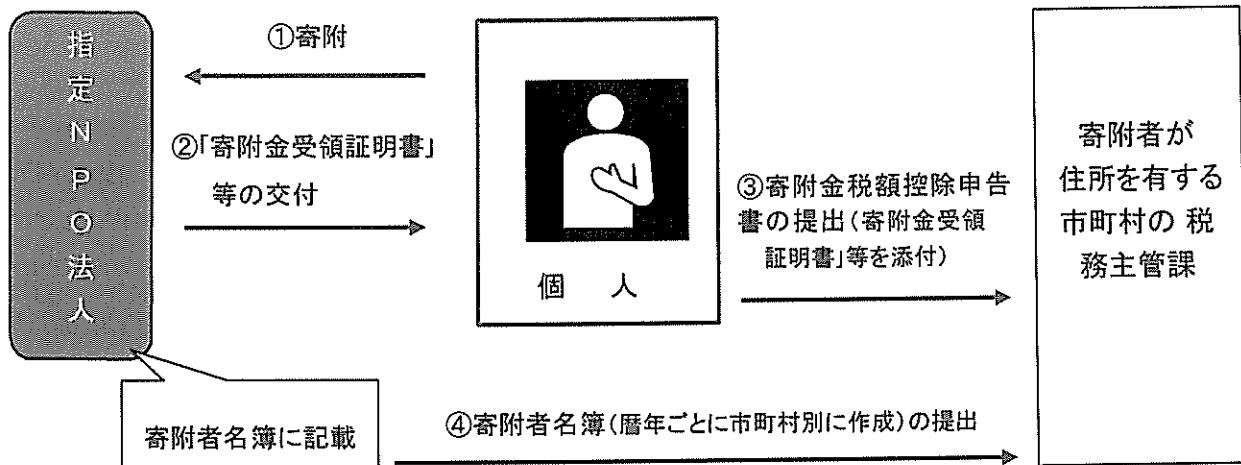
また、毎事業年度ごとに条例に定められた書類を県へ提出しなければなりません。

書類	備置	閲覧	県提出
事業報告書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
計算書類（活動計算書、注記、貸借対照表）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
財産目録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
年間役員名簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
役員名簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	二
指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前事業年度の収益の明細等下記の事項を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
収益の源泉別の明細、借入金の明細その資金に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額のもっとも多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
役員等との取引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
寄附者（当該指定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（職員に対する給与を除く。）			
イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
運営組織及び経理に関する基準（表決権に係る部分を除く。）、事業活動に関する基準（事業費に関する部分を除く。）、情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
助成金の支給の実績を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	支給後 遅延なく
寄附者名簿（指定申出用※）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
指定申出書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(※) 税控除資料としての寄附者名簿は別途作成し、毎年市町村への提出が必要です。

4 寄附者への必要書類の交付等

県指定NPO法人は、寄附者へ寄附者が寄附金控除を受ける時（申告）に必要となる「寄附金受領証明書」等を交付し、寄附者名簿を作成して保管しておく必要があります。



(1) 寄附金受領証明書（領収書）の交付

下記の内容を記載し、寄附者に交付してください。

- ① 寄附者の住所
- ② 寄附者の氏名
- ③ 受領した寄附金の額
- ④ 寄附金を受領した年月日
- ⑤ 指定NPO法人の名称
- ⑥ 指定NPO法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ⑦ 指定NPO法人の印鑑

(2) 寄附者への周知

寄附者に対しては、個人県民税の寄附金税控除に係るお知らせを交付し、寄附金税控除を受けるためには、寄附金税控除申告書を市町村の税務主管課へ提出する必要があることを説明し、申告には、上記（1）で説明した「寄附金受領証明書（領収書）」を市町村の税務主管課へ提出する必要があることを説明してください。

(3) 寄附者名簿

寄附金を受領した場合は、寄附者名簿を作成します。寄附者名簿は、寄附の受入れをした事業年度及び暦年ごとに、市町村別に作成し保存する必要があります。（7年間保存）
エクセルで作成しておくと、事業年度や暦年、市町村別ごとの作成作業が便利です。

(4) 寄附者名簿の市町村への提出

暦年ごとに市町村別に作成した寄附者名簿は、寄附金を受領した年の翌年1月31日までに、各市町村の税務主管課に提出してください。

【参考 1】個人県民税の寄附金控除の適用をうけられる方

奈良県指定N P O 法人の寄附金税額控除対象となる期間に、寄附金を支出した個人の方で、寄附金を支出した年の翌年 1 月 1 日現在に奈良県内に住所を有する方が、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

【参考 2】個人県民税の寄附金税額控除額の算定

$$(寄附金額 - 2,000 円) \times 4 \% = \text{控除額}$$

・対象となる寄附金額の上限：総所得金額等の 30 %

【例】奈良県の指定N P O 法人に「1 万円」の寄附をした県民の方の場合

(概算で計算した事例ですので、実際の控除額とは異なる場合があります。)

$$(10,000 円 - 2,000 円) \times 4 \% = 320 円$$

●個人県民税の税額控除・・・320 円

・また県指定 N P O 法人が、市町村の条例でも指定されている場合には、さらに 6 %が個人市町村民税から税額控除されます。

・個人市町村民税の寄附金控除を受けるには、お住まいの市町村が寄附金を条例で個別に指定する必要があります。

・寄附金の指定状況については、お住まいの市町村の税務主管課へお問い合わせください。

【参考 3】寄附者の寄附金税額控除手続

寄附者が寄附金控除の手続を行う場合 「寄附をしたN P O 法人が県に指定だけを受けている場合」と「県の指定に加えて、認定（仮認定）を受けている場合」では、申告先が異なりますので、寄附者に「寄附金受領証明書」を渡す際に、説明してください。

	寄附をしたN P O 法人	
	県の指定だけを受けている場合	県の指定に加えて、認定（仮認定）を受けている場合
申請方法	個人県民税の申告	所得税の確定申告 ※
書類の提出先	寄附者が住所を有する市町村の税務主管課	寄附者の住所地を所管する税務署
申告期限	3月15日まで	
提出書類	寄附金税額控除申告書 添付書類：寄附金受領証明書	確定申告書 添付書類：寄附金受領証明書

※個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、住所地の市町村への申告によることができます。

5 指定の更新

指定の有効期間以後、引き続き指定特定非営利活動法人として活動を継続して行おうとする場合は、指定の有効期限の9ヶ月前から5ヶ月前までの間に指定の更新の申出をする必要があります。申出に必要な様式は、県HPトップページ「県の組織」→「くらし創造部」→「青少年・社会活動推進課」→「奈良県指定NPO法人」→「申請書類」からダウンロードできます。
[\(http://www.pref.nara.jp/38184.htm\)](http://www.pref.nara.jp/38184.htm)

指定更新申出書（第2号様式）

I 寄附者名簿													
II 指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類													
1	県内に主たる事務所があること。（確認書類：定款及び履歴事項全部証明書の写し等）												
2	(ア) 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、ⅰ、ⅱ、ⅲのいずれかの基準を選択 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅰ 相対値基準（経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅱ 絶対値基準（実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50名以上）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅲ 絶対値基準（実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100名以上）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(イ) 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、ⅰかⅱのいずれかの基準を選択 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅰ 氏名及び住所が明らかで、かつ、報酬を受けないで活動を行ったボランティアが、各事業年度において延べ100人以上であること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅱ 事業活動に関し、地方公共団体等と協働した実績が各事業年度に1回以上あること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第2表）</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	ⅰ 相対値基準（経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上）	指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	ⅱ 絶対値基準（実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50名以上）	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	ⅲ 絶対値基準（実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100名以上）	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	(イ) 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、ⅰかⅱのいずれかの基準を選択 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅰ 氏名及び住所が明らかで、かつ、報酬を受けないで活動を行ったボランティアが、各事業年度において延べ100人以上であること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅱ 事業活動に関し、地方公共団体等と協働した実績が各事業年度に1回以上あること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第2表）</td> </tr> </table>	ⅰ 氏名及び住所が明らかで、かつ、報酬を受けないで活動を行ったボランティアが、各事業年度において延べ100人以上であること。	ⅱ 事業活動に関し、地方公共団体等と協働した実績が各事業年度に1回以上あること。	指定基準等チェック表（第2表）
ⅰ 相対値基準（経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上）													
指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）													
受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）													
社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）													
ⅱ 絶対値基準（実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50名以上）													
指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）													
ⅲ 絶対値基準（実績判定期間内の各事業年度の寄附金の額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100名以上）													
指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）													
(イ) 広く県民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、ⅰかⅱのいずれかの基準を選択 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅰ 氏名及び住所が明らかで、かつ、報酬を受けないで活動を行ったボランティアが、各事業年度において延べ100人以上であること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ⅱ 事業活動に関し、地方公共団体等と協働した実績が各事業年度に1回以上あること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第2表）</td> </tr> </table>	ⅰ 氏名及び住所が明らかで、かつ、報酬を受けないで活動を行ったボランティアが、各事業年度において延べ100人以上であること。	ⅱ 事業活動に関し、地方公共団体等と協働した実績が各事業年度に1回以上あること。	指定基準等チェック表（第2表）										
ⅰ 氏名及び住所が明らかで、かつ、報酬を受けないで活動を行ったボランティアが、各事業年度において延べ100人以上であること。													
ⅱ 事業活動に関し、地方公共団体等と協働した実績が各事業年度に1回以上あること。													
指定基準等チェック表（第2表）													
3	事業活動が広く県民に周知されているか判断する基準として、(ア)(イ)(ウ)いずれかの基準を選択 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(ア) 事業活動についてインターネットその他の情報通信の技術を利用して公開していること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(イ) 継続的に会報を発行し、会員等以外の県民にも配布し、又は閲覧させていること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(ウ) 県民を対象とした事業活動に関する催しを各事業年度に4回以上開催していること。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第3表）</td> </tr> </table>	(ア) 事業活動についてインターネットその他の情報通信の技術を利用して公開していること。	(イ) 継続的に会報を発行し、会員等以外の県民にも配布し、又は閲覧させていること。	(ウ) 県民を対象とした事業活動に関する催しを各事業年度に4回以上開催していること。	指定基準等チェック表（第3表）								
(ア) 事業活動についてインターネットその他の情報通信の技術を利用して公開していること。													
(イ) 継続的に会報を発行し、会員等以外の県民にも配布し、又は閲覧させていること。													
(ウ) 県民を対象とした事業活動に関する催しを各事業年度に4回以上開催していること。													
指定基準等チェック表（第3表）													
4	県内において5年以上事業を継続すると見込まれること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第4表）</td> </tr> </table>	指定基準等チェック表（第4表）											
指定基準等チェック表（第4表）													
5	活動の対象について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第5表）</td> </tr> </table>	指定基準等チェック表（第5表）											
指定基準等チェック表（第5表）													
6	運営組織及び経理について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第6表）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">役員の状況（第6表付表1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">帳簿組織の状況（第6表付表2）</td> </tr> </table>	指定基準等チェック表（第6表）	役員の状況（第6表付表1）	帳簿組織の状況（第6表付表2）									
指定基準等チェック表（第6表）													
役員の状況（第6表付表1）													
帳簿組織の状況（第6表付表2）													
7	事業活動について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第7表）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">役員等に対する報酬等の状況（第7表付表1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）</td> </tr> </table>	指定基準等チェック表（第7表）	役員等に対する報酬等の状況（第7表付表1）	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）									
指定基準等チェック表（第7表）													
役員等に対する報酬等の状況（第7表付表1）													
役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）													
8	情報公開について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第8表）</td> </tr> </table>	指定基準等チェック表（第8表）											
指定基準等チェック表（第8表）													
9	事業報告書等の提出、不正行為等、設立後の経過期間について <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">指定基準等チェック表（第9、10、11表）</td> </tr> </table>	指定基準等チェック表（第9、10、11表）											
指定基準等チェック表（第9、10、11表）													
欠格事由チェック表（国税、県税、市税に係る納税証明書、登記事項証明書を添付）													
III 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類													

6 その他

(1) 県指定NPO法人に対する監督等

① 県指定NPO法人に対する報告及び検査

県は、県指定NPO法人が法令等、法令等に基づいてする行政の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該県指定NPO法人に対して、業務や財産の状況に関し報告を求めることができます。

また、本県職員が当該県指定NPO法人の事務所やその他の施設に立ち入り、その業務やは財産の状況、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされています。

② 県指定NPO法人に対する勧告、命令等

県は、県指定NPO法人について、指定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該県指定NPO法人に対して、期限を定めて改善のために必要な措置を探るべき旨の勧告をすることができます。

また、県は、上記により勧告を受けた県指定NPO法人が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を探らなかったときは、当該県指定NPO法人に対して、その勧告に係る措置を探るべきことを命ずることができます。

③ その他の事業の停止

県は、NPO法第5条第1項に規定するその他の事業を行う県指定NPO法人について、その他の事業から生じた利益が、当該県指定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該県指定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます。

(2) 指定の取り消し

① 指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、奈良県は指定の取り消しのために必要な手続を行います。

- イ 主たる事務所の所在地が奈良県外に変更になったとき（所轄庁の変更が生じたとき）
- ロ 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「条例」といいます。）第6条の欠格事由（指定を取り消された場合で、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
- ハ 偽りその他不正の手段により指定、指定の有効期間の更新等を受けたとき
- ニ 更新申出期間内に、指定の更新の申出をしなかったとき
- ホ 指定の取り消しを申し出るとき
- ヘ 指定の更新の申出をした場合で、条例第4条第1項に規定する指定のために必要な手続を行いう基準に適合しないとき
- ト 正当な理由がなく、条例第17条第3項の改善命令又は条例第18条第1項のその他の事業の停止命令に従わないとき
- チ 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき
- リ 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときは除きます。）

② 指定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、奈良県は指定の取り消しのために必要な手続を行うことができます。

- イ 条例第4条第1項に規定する基準のうち、第6号の「運営組織及び経理に関する基準」、第7号ア（宗教活動、政治活動等を行っていないこと）若しくはイ（役員等に対し特別の利益を与えていないこと等）の「事業活動に関する基準」、又は第10号の「法律に違反する事実、不正行為等に関する基準」に適合しなくなったとき
- ロ 正当な理由がないのに、条例第10条第4項の規定に違反して閲覧させなければいけない書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき
- ハ 条例第11条第1項の事業内容の変更届出、又は条例第15条第1項の指定特定非営利活動法人の合併の届け出等の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ニ 条例第12条第1項（指定特定非営利活動法人の合併においても準用します。）、第2項から第4項の規定に違反して、事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（P4書類の備置きと情報公開一覧参照）
- ホ 特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第29条又は条例第13条の規定に違反して、事業報告書等や役員報酬規程等の書類の提出を怠ったとき（「各事業年度終了後に提出する書類の一覧」を参照してください。）
- ヘ 条例第16条第1項の規定による行政庁の処分や定款に違反する等の疑いがある場合等における報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ト 上記に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日

奈良県知事 殿

提出者 郵便番号
主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名
電話番号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続き等に関する条例第 13 条の規定により、次の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
提出しない場合		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（_____年度）			
最後に職員給与規程を提出した事業年度（_____年度）			
(2) 前事業年度の収益の明細等下記の事項を記載した書類		(3) 運営組織及び経理に関する基準（表決権に係る部分を除く。）、事業活動に関する基準（事業費に関する部分を除く）、情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		認定基準等チェック表（第 6 表） ※「イ」の欄の記載は必要ありません。	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		「役員の状況」第 6 表付表 1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 6 表付表 2	
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		指定基準等チェック表（第 7 表） 指定基準等チェック表（第 8 表） 指定基準等チェック表（第 10 表） 欠格事由チェック表	
④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く） ロ 給与を得た職員の総数及び総額			

指定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続き等に関する条例第12条第2項の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に県内事務所に備え置き、所轄庁である奈良県に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

資金・資産の譲渡・寄附金等に関する事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3) その他

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	譲渡資産の内容	譲渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

□ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	貸付資産の内容	貸付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日】

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
	円	・・
	円	

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④ア 役員等に対する報酬又は給与の支給 (職員に対する給与を除く)、イ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給 (職員に対する給与を除く)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年月日～年月日	左記の職員に対する給与総額
給与を得た職員の総数		円

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		円		

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
．．．		円

法人名		事業年度	年月日～年月日
-----	--	------	---------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「資金・資産の譲渡・寄附金等に関する事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

アの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。イの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

（所轄庁への提出は不要ですが、NPO法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。）

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

指定基準等チェック表（第6表）

(条例第4条第1項第6号関係)

法人名						チェック欄																																																
運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること																																																						
ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること																																																						
(1) 役員及びその親族等																																																						
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等																																																						
イ 各社員の表決権が平等であること																																																						
ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること																																																						
エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">項目</th> <th rowspan="2">役員数 ①</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②</th> <th rowspan="2">割合 (②÷①)</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④</th> <th rowspan="2">割合 (④÷①) ⑤</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⓐ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>Ⓑ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>Ⓒ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>Ⓓ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>Ⓔ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>						区分	項目		役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割合 (④÷①) ⑤	①	②	③	④	Ⓐ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	Ⓑ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	Ⓒ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	申請時	人	人	%	人	%	
区分	項目		役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (②÷①)		最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割合 (④÷①) ⑤																																														
	①	②				③			④																																													
Ⓐ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																	
Ⓑ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																	
Ⓒ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																	
Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																	
Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																	
申請時	人	人	%	人	%																																																	
㊂ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。																																																						
イ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である</th> <th>Ⓐ</th> <th>Ⓑ</th> <th>Ⓒ</th> <th>Ⓓ</th> <th>Ⓔ</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記を証する書類の名称とその内容等</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> <td>はい ・ いいえ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																	
各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時																																																
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ																																																

(注意事項)

- ・指定基準等チェック表（第6表）は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記イの記載の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ウ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申出時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊟ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第6表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

工

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申出時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第6表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
アの各欄	区分欄の「Ⓐ」から「Ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第6表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
イの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ウの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」について、上記アに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓔ」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第6表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
エの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」について、上記イに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓔ」)を示したものです。	

役員の状況

第6表付表1

法人名		Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
役員数	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人數が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人數が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳							
氏名	住所	職名	統柄等	就任等の状況			
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ

(注意事項)

指定の有効期間の更新の申請に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第6表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「①」から「⑩」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「①」から「⑩」については、認定基準等チェック表（第6表）のアに記載する各期間（「①」から「⑩」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況(指定基準)

第6表付表2

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

指定基準等チェック表（第7表）

(条例第4条第1項第7号関係)

法人名							チェック欄						
事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること													
ア 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと													
イ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記アの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと													
ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること													
エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること													
ア													
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申出時							
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							
イ													
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申出時							
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							

(注意事項)

- 「指定基準等チェック表（第7表）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準等チェック表 第7表（継紙）」（ウ及びエ）の記載及び添付の必要はありません。
- 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(第7表 継紙)

ウ

項 目	実績判定期間	
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

- ④ 「ウ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- ・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

エ

項 目	実績判定期間	
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ウ、エについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

「指定基準等チェック表(第7表 継紙)」(ウ及びエ)は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第7表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
ア及びイの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第7表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「①」から「④」については、指定基準等チェック表(第6表)のアに記載する各期間(「①」から「④」)を示したものです。</p>
ウ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を⑤欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
エ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「①」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	一定の条件下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。

指定基準等チェック表 (第8表)
(条例第4条第1項第8号関係)

法人名		チェック欄
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
<p>ア 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>イ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>カ 助成の実績を記載した書類</p>		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意 する しない
ア	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>	
イ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
エ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
オ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
カ	助成金の支給を行った場合に事後に県に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・指定基準等チェック表第8表は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・指定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第8表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「才」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準等チェック表 (第9、10、11表)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第9表)

(条例第4条第1項第9号関係)

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により県に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
有・無 (...提出)	有・無 (...提出)	有・無 (...提出)	有・無 (...提出)	有・無 (...提出)	

指定基準等チェック表 (第10表)

(条例第4条第1項第10号関係)

法令若しくは条例(以下「法令等」という)又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申出時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑨ 指定基準等チェック表(第10表)は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

指定基準等チェック表 (第11表)

(条例第4条第1項第11号関係)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、指定基準等チェック表(第9表及び第11表)は、記載する必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準等チェック表(第9表及び第11表)の記載の必要はありません。また、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓑ」については、 指定基準等チェック表(第6 表)のアに記載する各期間 (「Ⓐ」から「Ⓑ」)を示したも のです。

「指定基準等チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓑ」については、 指定基準等チェック表(第6 表)のアに記載する各期間 (「Ⓐ」から「Ⓑ」)を示したも のです。

「指定基準等チェック表」(第11表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	「設立年月日」は登記事項証明 書の法人設立年月日を記載し てください。

欠格事由チェック表

法人名	チェック欄
奈良県指定又は奈良県指定の有効期間の更新の基準にかかるわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は奈良県指定又は奈良県指定の有効期間の更新を受けることができません。	
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	
ア 奈良県指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該奈良県指定特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
ウ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
エ 暴力団の構成員等 ^(注2)	
2 奈良県指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（奈良県指定特定非営利活動法人の有効期間の更新の申出には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。	
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	
6 次のいずれかに該当する法人	
ア 暴力団	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	奈良県指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該奈良県指定特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
イ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ウ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
エ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	奈良県指定特定非営利活動法人を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	奈良県指定特定非営利活動法人は、指定の有効期間の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
ア	暴力団	はい・いいえ
イ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書

年 月 日

奈良県知事 殿

提出者 郵便番号
主たる事務所の所在地

法人の名称
代表者氏名
電話番号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第3項の規定により、助成の実績の書類を以下のとおり提出します。

指定の効力が生じた 年 月 日	年 月 日		
寄附金が 控除対象となる期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書の記載上の留意点等

この提出書は、指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第12条第3項の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

第3号様式（第27条関係）

事 業 内 容 変 更 届 出 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり事業の内容を変更しましたので、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更年月日

3 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦長）とすること

N.O. _____

寄附金受領証明書

寄附者の住所 奈良県 △△市□□●-●

寄附者の氏名 ×× ×× 様

辛 四

上記の金額を受領いたしました。

●●年 ●●月 ●●日

受領者（法人名称）：特定非営利活動法人 ○●○●○●

理事長 ××××× 印

主たる事務所所在地：奈良県○●郡○●町●-●-●

連絡先：07○●-○●-○●○●

上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る（◆◆◆◆）事業に関連する寄附金として受領した金額で、当該事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けられます。（指定NPO法人に対する寄付については、個人住民税の寄付金額控除のみ適用を受けられます。）

- (注1) 所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書を所轄の税務署に提出する必要があります。その際、確定申告書に本証明書を添付して提出してください。
- (注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合及び、指定NPO法人に対する個人住民税の寄附金税額控除を受けようとする場合は、寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの市町村に住民税用の申告書を提出することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。ただし、この場合、所得税の寄附金控除は受けられません。
- (注3) 寄附金税額控除の適用が受けられる個人住民税のうち、個人市町村民税については、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となります。

※この寄附金の支出による税法上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保管してください。

～寄附をした方、これから寄附を検討している方へ～

個人県民税の寄附金税額控除（奈良県の条例指定寄附金）についてのお知らせ

◆個人県民税の寄附金税額控除制度について

奈良県では、民間公益活動の推進を図る観点から、個人県民税の寄附金税額控除を導入しています。これにより、個人の方が以下の寄附金を行った場合には、寄附者の個人県民税から一定額が控除されます。

【奈良県における条例指定寄附金の対象範囲】

所得税の控除対象となる寄附金	個人県民税の控除対象となる寄附金
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	【国への寄附は対象外】 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの (国公立大学法人、共同募金会、日本赤十字への寄附等)	奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3 特定公益増進法人に対する寄附金 (1) 独立行政法人 (2) 病院事業・社会福祉事業の経営等を主たる目的とする地方独立行政法人 (3) 自動車安全運転センター等 (4) 公益社団法人・公益財団法人 (5) 私立学校法人で一定の要件を満たすもの (6) 社会福祉法人 (7) 更生保護法人	<p>○左記2～5の法人又は団体のうち ・県内に主たる事務所を有する法人又は団体 ・県外に主たる事務所を有する法人又は団体で県内に事務所を有するもので、知事の指定を受けたもの ・(公財)ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会(令和4年12月31日までの寄付に限る) ※左記3(5)については、特定公益増進法人の証明を受けている法人に限る。 また、学校の入学に関して支出した寄附金を除く。</p> <p>○左記5の認定特定公益信託のうち 奈良県知事又は奈良県教育委員会が所管するもの</p>
4 特定非営利活動法人に対する寄附金	
5 一定の要件を満たす特定公益信託への支出金額	6 県が条例により指定した特定非営利活動法人 ※詳しくは、奈良県青少年・社会活動推進課にお問い合わせ下さい。

◆個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所轄の税務署に所得税の確定申告等を行う必要があります。

所得税の確定申告を行うことで、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。（申告書の記載の方法等の詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。）

あわせて、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村でも寄附金が指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除も併せて受けることができます。

なお、所得税が課税されず、個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して、住民税用の申告書の提出が必要になります。

また、上記6の県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、所得税の控除対象とはならないため、個人県民税の寄附金税額控除を受けるには、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して、住民税用の申告書の提出が必要です。

◆申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）が必要です。

申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。また、寄附先が学校法人や特例民法法人の場合には、特定公益増進法人である旨を主務官庁が証明した書類の写しを申告に添付する必要がありますので、当該書類についても寄附先から交付を受けてください。

〈裏面につづく〉

◆寄附金税額控除の計算例

<計算例> 給与収入500万円の世帯（夫婦2人）を想定[所得税適用税率10%]



※1 一定の条件を満たす認定NPO法人等に対する寄附金については、所得税の税額控除（40%）を選択可能です。

※2 市町村において、当該寄附金を寄附金税額控除の対象としている場合に限ります。

（注）県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、市町村において寄附金税額控除の対象としている場合を除き、個人県民税の税額控除のみとなります。

◆個人市町村民税の寄附金税額控除が受けられるかどうかは、確認が必要です。

個人県民税と個人市町村民税は両方併せて各市町村で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は、県・市町村がそれぞれ条例で指定しています。（指定していない市町村もあります。）

個人市町村民税は、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となりますので、詳しくはお住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

◆転居した場合について

寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、奈良県の区域外に転居した場合は、転居先の都道府県において寄附をした法人又は団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、都道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。

寄附時点の住所地の都道府県において、寄附をした法人又は団体に対する寄附金が条例指定されていない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に奈良県の区域内に転居した場合は、当該団体が奈良県の指定の要件を満たしていれば、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

◆お問い合わせ先

奈良県総務部税務課税制企画係 電話：0742-27-8363（直通）

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/33392.htm>

第五号の五の三様式(第二条関係)

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書(二)
道府県民税
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

令和 年 月 市町村長 殿		整理番号	
住 所	フリガナ		
	氏 名		
個人番号			
令和 年 1月 1日 現在の住所	生年月日		明・大・昭 平・令
	電話番号		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 ・ 市区町村	円
	都道府県 ・ 市区町村	
	都道府県 ・ 市区町村	
	計 都道府県分 市区町村分	

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)受付書
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

令和 年分 寄附者名簿

奈良県○○○市（町・村）分

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

法人又は団体名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	

	住所	氏名	寄附金額	寄附金を受領した年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(注)

1. 历年ごとに市町村別で作成してください。
2. 寄附金を受領した年の翌年の1月31日までに各市町村の住民税担当課に送付してください。
(県への送付は不要です。)

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県 青少年・社会活動推進課 協働推進係

TEL 0742-27-8715

FAX 0742-27-9574

E-mail kyoudou@nvn.pref.nara.jp

URL 青少年・社会活動推進課 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1649>

奈良ボランティアネット <http://www.naravn.jp/>